

処分の名称	容器検査、附属品検査、容器再検査、附属品再検査
根拠法令・条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第44条第1項、第48条第1項第3号並びに第5号、第49条第1項、第49条の2第1項及び第49条の4
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法第44条第4項、第45条、第49条第2項、第49条の2第4項及び第49条の4第2項 ・容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第6条から第8条、第13条、第16条から第18条、第25条、第26条、第28条、第29条、第36条、第37条、第38条及び第72条 ・国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年6月30日経済産業省令第82号）第4条の2、第5条、第6条、第10条、第11条、第16条、第17条、第19条、第20条、第27条及び第28条
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件（昭和41年10月1日通商産業省・運輸省告示第11号） ・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月25日通商産業省告示第150号） ・国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年6月30日経済産業省告示第184号） ・容器保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第7号） ・国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第8号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号）
標準処理期間	検査終了の日から15日